

特定施設入居者生活介護についての質問に対する回答

平成 30 年 6 月 8 日現在

(問) 特定施設入居者生活介護について、添付書類の「平面図」に「すべての部屋の用途名・面積（内法）」「廊下幅（手すりからの内法）」の記載が必要とありますが、内法面積が不明な場合はどうすればよいですか。

(答)

「居室」及び「食堂」については内法面積を算出し記載してください。また「廊下幅」についても手すりからの内法寸法を算出し記載してください。その他の部屋については壁芯面積のみの記載でも構いません。

(問) 「審査協議書兼誓約書」について、「5 特定施設等の運営実績」及び「6 整備事業所の概要」の「勤務形態一覧表」には今回応募する有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームについても記載が必要ですか。

(答)

今回応募する有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームについても記載が必要です。